

\マンションなどの共用部分の大規模修繕工事に／



# まもりすまい 大規模修繕かし保険

共同住宅大規模修繕工事瑕疵担保責任保険



大規模修繕工事業者様が工事部分の瑕疵について発注者様(管理組合様等)に対し、

瑕疵担保責任を履行した場合の補修費用等をまかうための保険です。

大規模修繕工事業者(被保険者)様が倒産等により

瑕疵担保責任を履行できない場合には、発注者様(管理組合等)に対して直接、保険金をお支払いします。

## 5つの安心ポイント

安心  
ポイント

1

補修費用等が保険でカバーされますので、  
事業者様の瑕疵発生時の経済的負担が軽減されます！

安心  
ポイント

2

現場検査基準を定め、  
第三者による現場検査を実施します！

安心  
ポイント

3

登録された事業者様の名簿を公開！発注者(管理組合等)の  
皆様が、事業者を選択する際の1つの目安に。

安心  
ポイント

4

万が一、事業者様の倒産時でも、  
発注者様(管理組合等)に直接保険金をお支払い！

安心  
ポイント

5

万が一の、発注者様とのトラブルにも対応！  
専門の紛争処理支援制度(あっせん、調停、仲裁)が利用できます。

安心を、ささえる。未来へ、つなぐ。  
住宅保証機構

## 保険の概要

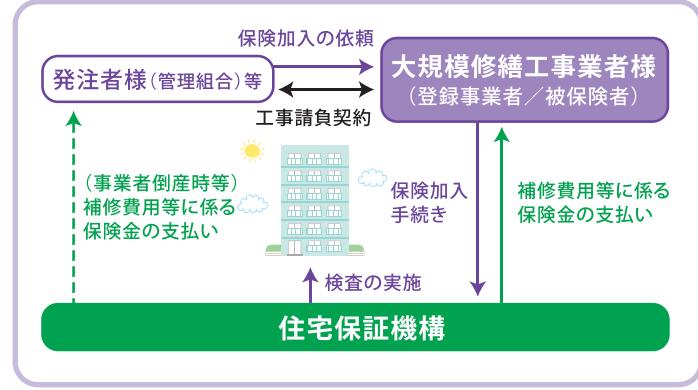
### 事業者登録

保険をご利用される際は、住宅保証機構に登録されることが必要です。

○登録要件・建設業の許可 ※1年毎に更新が必要です。

### 発注者様の要件

○区分所有建物の場合・管理組合様  
○賃貸共同住宅の場合・建物所有者様



### 対象とする住宅

○4階建て以上または500m<sup>2</sup>以上の分譲共同住宅及び賃貸共同住宅が対象です。

○建物構造は、RC造、SRC造、S造が対象です。

○構造耐力上主要な部分に係る改修工事を実施する場合は、新耐震基準に適合する住宅。(※当該基準に適合させる工事は対象)

○店舗併用住宅も対象となります。※住宅を含む棟のみ

○住宅保証機構が定める設計施工基準に適合する工事

### 保険のお支払い対象と保険期間

保険金支払い対象となる修繕工事が行われた部分の瑕疵に起因して、当該部分に以下の事由が生じた場合に保険金を支払います。保険期間は、工事完了確認日より開始します。

保険金支払い対象となる事由	保険期間
① 構造耐力上主要な部分が基本的な耐力性能を満たさない場合	10年間 <sup>※1</sup> 又は5年間
② 雨水の浸入を防止する部分が防水性能を満たさない場合	10年間 <sup>※2</sup> 又は5年間
③ 給排水管路が通常有すべき性能又は機能を満たさない場合	5年間
④ 給排水設備、電気設備、ガス配管設備の機能が失われた場合 ※太陽光発電システム新設・改修工事を含む	5年間
⑤ 防錆工事を行った手すり等の鉄部が通常有すべき安全性を満たさない場合	2年間 <sup>※5</sup>
⑥ 共用部分の内装・設備 <sup>※3</sup> が、社会通念上必要とされる性能を満たさない場合	1年間 <sup>※4</sup> ※5
⑦ 窓・外壁・屋根・天井もしくは床の断熱改修工事または節水型便器・高断熱浴槽の設置改修工事に 剥離、変形、ひび割れ、亀裂、破損、断熱材のはがれ又は窓の開閉不良が生じること	1年間 <sup>※5</sup> ※6
⑧ 廊下、階段、浴室等の手すり設置・改修工事に脱落、亀裂、破損、がたつきが生じること	1年間 <sup>※5</sup> ※6
⑨ 廊下、階段等の段差解消工事に著しい沈下、ひび割れ、不陸、隆起、そり、すきま、割れ、たわみ、変形または剥離が生じること	1年間 <sup>※5</sup> ※6
⑩ 廊下幅等の拡張工事に剥離、変形、ひび割れ、亀裂、破損またはドアの開閉不良が生じること	1年間 <sup>※5</sup> ※6

※1)耐震改修工事に起因する場合は、10年間。※2)「屋上等防水工事保険期間延長特約」を付帯する場合は、10年間。※3)共用部分の内装・設備とは、管理室、集会室、屋内廊下、屋内階段、エントランスホール、エレベータホールをいいます。※4)「共用部分内部リフォーム特約」が必要です。※5)⑤～⑩は、単独でのお申込不可。※6)⑦～⑩は、「省エネ・ハイアフリートレード」が必要です。

### お支払いする主な保険金

○補修費用 ○調査費用

○仮住居・移転費用 ○臨時費用※

※事業者が負担する臨時代替駐車場費用、家財等一時移動・保管費用等

### 現場検査

工事内容により、2回～5回実施します。

### 指定住宅紛争処理機関等のご利用 ※2022年10月1日からご利用できます。

〔指定住宅紛争処理機関〕まもりすまい大規模修繕かし保険を利用する大規模修繕工事の請負契約の当事者(大規模修繕工事業者および発注者等)は、請負契約に関する紛争について、指定住宅紛争処理機関の紛争処理支援制度(あっせん・調停・仲裁)が利用できます。○ご利用には、所定の申請料がかかります。

〔保険協会審査会〕保険金の支払いに関して大規模修繕工事業者様と住宅保証機構との間に紛争が生じた場合、一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会に設置される審査会に審査を請求することができます。○ご利用には、所定の申請料がかかります。

### 料金

○事業者登録時 [新規] 16,500円(税込/10%) ・・・ まもりすまい保険等届出事業者様※の場合 11,000円(税込/10%)

[更新] 11,000円(税込/10%)

※まもりすまい保険届出事業者様のほか、まもりすまいリフォーム保険、まもりすまい既存住宅保険の登録事業者の皆様

○保険契約申込時 ・・・ 保険料と現場検査手数料が必要です。

料金は、窓口にてお見積りしますのでお問合せください。

お申込手続き等の詳細はホームページをご覧ください!



安心を、ささえる。未来へ、つなぐ。

住宅保証機構株式会社

〒105-0011 東京都港区芝公園3-1-38 芝公園三丁目ビル  
TEL. 03-6435-8870 FAX. 03-3432-0571

まもりす

検索

<https://www.mamoris.jp/>

